別　表　１　　消防法施行令別表第１に掲げる防火対象物の取扱いについて

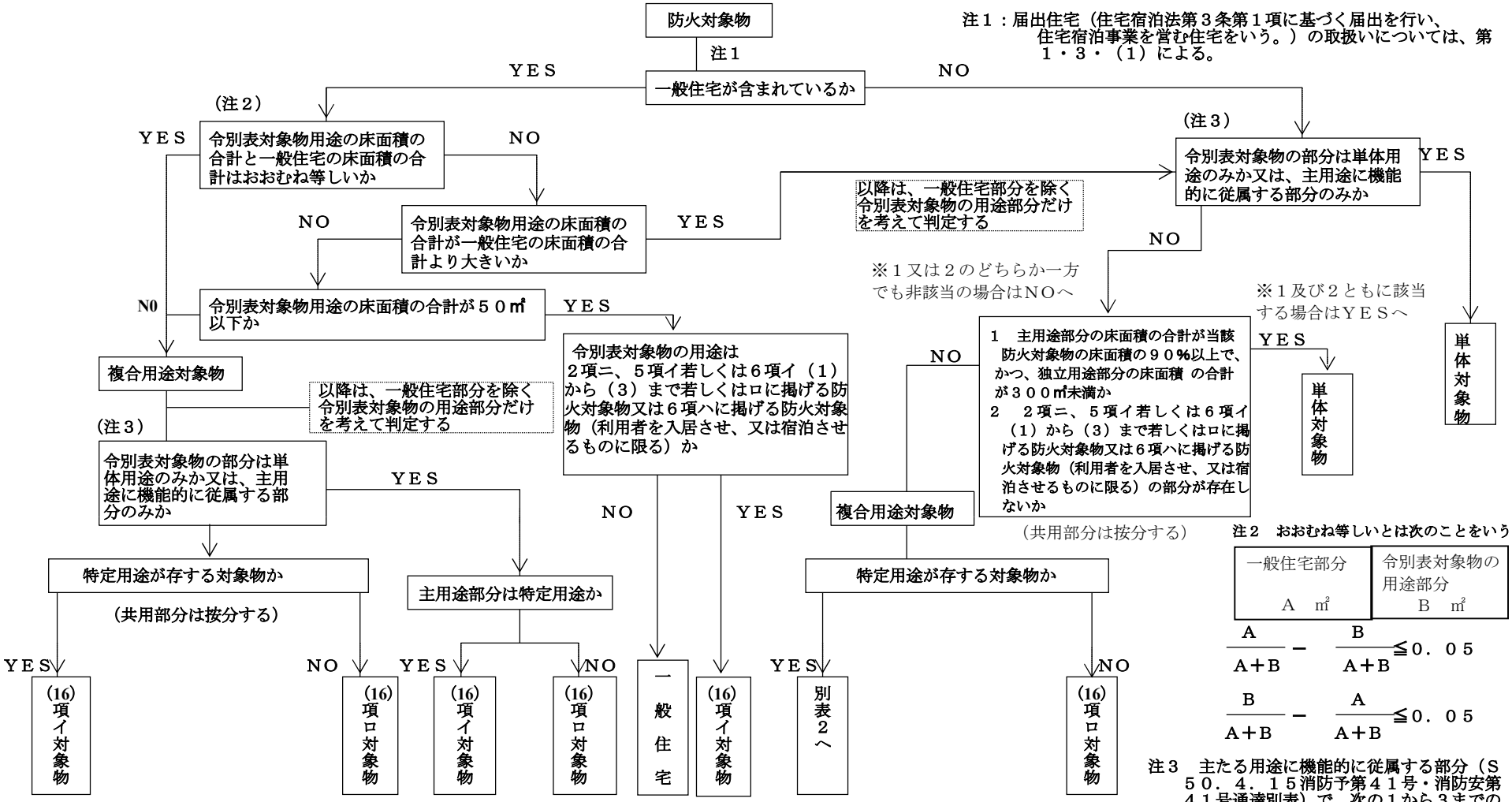

注１：届出住宅（住宅宿泊法第３条第１項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。）の取扱いについては、第１・３・（１）による。

注２　おおむね等しいとは次のことをいう

一般住宅部分 Ａ　㎡	令別表対象物の用途部分 Ｂ　㎡

$$\frac{A}{A+B} - \frac{B}{A+B} \leqq 0.05$$

$$\frac{B}{A+B} - \frac{A}{A+B} \leqq 0.05$$

注３　主たる用途に機能的に従属する部分（Ｓ５０．４．１５消防予第４１号・消防安第４１号通達別表）で、次の１から３までの全てにあてはまるものをいう

１　管理権原を有する者が同一であること
２　利用者が同一であるか又は密接な関係にあること
３　利用時間がほぼ同一であること